

○国土交通省告示第八百九十六号

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の施行に伴い、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十年七月二十三日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針の一部改正）

第一条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成九年運輸省告示第五百三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針

本則中「来訪地域の整備等」を「旅行の容易化等」に改める。

一)中「極めて」及び「今後は、」を削り、「観光産業は大きく期待されている。」の次に次の段落を加える。

このように、観光は従来にも増して極めて重要な役割を担っていくことが見込まれるなか、平成十九年一月に観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）が施行され、同法に基づき観光立国推進基本計画が同年六月に閣議決定された。今後、同計画に基づいて観光立国の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められているところである。

一)1中「また、市町村は、外国人観光旅客の来訪を促進するための地域の統一的な戦略として、地域観光振興計画を定める。更に、観光振興に取り組む民間法人は、地域観光振興計画に位置づけられた地域観光振興事業に関する構想及び計画を定める。これらの計画を達成するため、」を「外客来訪促進計画を達成するため、」に改める。

- 一)2中「四」を「三」に改める。
- 一)3中「五」を「四」に改める。
- 一)2①中「四」を「三」に改める。
- 一)4中「五」を「四」に改める。
- 一)7②中「五」を「四」に改める。
- 一)7④中「四」を「三」に改める。

三を削り、四を三とする。

五(二)中「「i」案内所」を「「ビジット・ジャパン案内所」」に改め、五を四とする。

六を五とする。

(外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準の一部改正)

第二条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条に規定する情報提供促進措置に関する基準(平成十八年国土交通省告示第四百三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する情報提供促進措置に関する基準

一中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律第十九条」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第七条」に改める。

(公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間の一部改正)

第三条 公共交通事業者等が情報提供促進措置を講ずべき区間(平成十八年国土交通省告示第四百四

十号)の一部を次のように改正する。

本則中「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十条第一項」を「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第八条第一項」に改める。

#### 附 則

この告示は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日(平成二十年七月二十三日)から施行する。